

ANNEX通信

トラックでの荷役作業時の安全対策強化

労働安全衛生規則（以下安衛則）が改正され、

○昇降設備の設置

○保護帽の着用

○テールゲートリフターの操作に係る特別教育

が義務づけられました。

昇降設備の設置、保護帽の着用については令和5年10月1日から、テールゲートリフター特別教育については令和6年2月1日から施行されます。

昇降設備の設置が必要な貨物自動車の範囲が拡大

現在、最大積載量5トン以上の貨物自動車に対象でしたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車についても荷役作業時の昇降設備の設置が義務化されます。

昇降設備には踏み台等の可搬式、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大

荷を積みおろす作業を行なう時に、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、現行の最大積載量5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車で荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（傘ボディ車、ウイング車、建機運搬車等）

②最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車でテールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずには荷を積みおろす作業を行なう等の場合は適用されません）

保護帽は、型式検定に合格した墜落時保護用のものを使用する必要があります。

2023
第5号

発行年月日
2023年9月12日
責任者
牧田寿也
編集長
白鳥透



極東開発工業株式会社より

テールゲートリフター特別教育の義務化

荷を積みおろす作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行なう労働者については特別教育を受講する必要があります。

テールゲートリフターの操作には、稼働スイッチの操作、キャスターストップパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作を行なう事等が含まれます。

テールゲートリフターの種類については、メーカー固有の商品名に関わらず、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象です。

運転位置から離れる時の措置の一部改正

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。

当センターにて、テールゲートリフター特別教育好評開催中！

○毎月開催 6時間コース

14,300円
(税込)

○各地区開催

伊東、三島、沼津、静岡、藤枝、磐田、浜松（各地商工会議所等）

学科のみ4時間コース

8,800円
(税込)

※実技は各社で実施して頂きます。
※免除講習ではありません。

他、企業様にて開催する出張講習は別途見積にて承ります。